

議案第 6 2 号

おいらせ町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について

おいらせ町教職員住宅管理条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 8 0 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

木内々小学校校長住宅、木ノ下小学校校長住宅、木ノ下中学校校長住宅、木ノ下中学校単身住宅 3 号及び甲洋小学校校長住宅の用途廃止に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例

おいらせ町教職員住宅管理条例（平成18年おいらせ町条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表中3の項から6の項までを削り、7の項を3の項とし、8の項から10の項までを4項ずつ繰り上げ、11の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。